

平成28年3月29日  
独立行政法人日本スポーツ振興センター  
スポーツ振興事業部

## スポーツ振興くじ助成金に係る助成対象者等に関する適用の除外について

このことについて、平成28年2月23日付けで、標記助成金に係る助成対象者等に関する適用の除外を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

### 記

処 分 対 象 者 (間接助成事業者)	おやま富士山クラブ (静岡県)
処 分 の 内 容	助成対象者及び間接助成事業者から除外 (平成28年度から5か年度)
事 由	平成24年度及び平成25年度総合型地域スポーツクラブマネジャー設置支援事業において、間接助成事業者である当該団体の不適当な行為が認められたため。